

議会における新型コロナウイルス感染防止対策 の一部見直しについて

1 マスクの取扱いについて

(1) 本会議・予算決算委員会

- ① 登壇者・議長・委員長は、発言の際、マスクを外すことを可とする。
- ② その他の出席者は、従来どおりマスクを着用する。
- ③ 登壇予定者は、質問者席及び自席に設置した消毒液で適宜、手指消毒を行う。

(2) 分科会・委員会(特別委員会、協議等の場合含む)

- ・ 出席者は従来どおり全員マスクを着用する。